

平成27年度（実施分）主な税制改正のお知らせ

・住宅借入金等特別控除の延長・拡充

個人住民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限が4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日まで）延長され、さらにその期間のうち、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住を開始した方については、控除限度額を97,500円から136,500円に拡大します。

	改正前	改正後	
居住年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成26年3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円※)

※平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%及び10%である場合です。

・上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

改正前（平成25年12月31日まで）	改正後（平成26年1月1日から）
住民税3%（市民税1.8%、県民税1.2%）	住民税5%（市民税3%、県民税2%）
所得税7%	所得税15%
合計10%	合計20%